

税

TAX

所得税の還付申告
(平成27年分)

- ▼対象 給与所得のみの方で医療費控除を受けようとする方、中途退職者など年末調整がされていない方で、還付申告を受けようとする方
- ▼受付期間 2月1日(月)～15日(月) / 午前9時～11時、午後1時～4時
- ▼受付場所 税務課(南庁舎2階) ▼その他 2月16日(火)～3月15日(火) までは市内各確定申告会場で受け付けます。
- ※詳しくはお問い合わせください。
- ▼税務課
☎23局3509 FAX23局0180

確定申告相談会

◆年金受給者の方

- ▼対象 年金受給者の方で、還付を受けるための申告書を提出する方
- ▼日時 2月1日(月)～15日(月) / 土・日曜日、祝日を除く / 午前9時～正午、午後1時～5時
- ▼場所 豊橋税務署(豊橋地方合同庁舎内)

◆住宅を取得した方

- ▼対象 給与所得者の方で、金融機関などから借入をして新築または中古住宅を取得された方(一定の要件に当てはまれば、所得税の税額控除を受けることができますが、添付書類が必要となります。詳しくはお問い合わせください。)
- ▼日時 2月1日(月)～15日(月) / 土・日曜日、祝日を除く / 午前9時～正午、午後1時～5時
- ▼場所 豊橋税務署(豊橋地方合同庁舎内)

☎(0532)52局6201

手書きで申告書を作成されている方へ

- 確定申告書は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)で作成できます。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、画面の案内に従って金額などを入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

平成27年分の確定申告に当たっては、「確定申告書等作成コーナー」を利用し、作成した確定申告書は印刷して所轄税務署に郵送などにより

提出してください。

また、『e-Tax』(電子申告)を利用して提出することもできます。

▼豊橋税務署
☎(0532)52局6201

『e-Tax』で

国税の申告・納税が簡単に

『e-Tax』では、所得税・法人税・消費税などの国税の申告および納税などが、インターネットを利用して行うことができます。

◆e-Tax利用のメリット

- 添付書類の提出を省略することができます。
- 書面申告に比べ、還付金処理が早くなります。(3週間程度に短縮)

◆利用方法

- ① 電子証明書を取得し、ICカードリーダー/ライターをご用意ください。
- ② 開始届出書を提出して利用者識別番号などを取得してください。インターネットを利用したオンライン提出ができます。
- ③ 初期登録(電子証明書の登録など)を行ってください。

※詳しくは国税庁ホームページを(<http://www.nta.go.jp>) 覧ください。

▼豊橋税務署
☎(0532)52局6201

個人住民税の給与天引き
準備はお済みですか？

地方税法および田原市市税条例の規定により、給与を支払う事業主は、原則として個人住民税(市市民税+県民税)を特別徴収しなければなりません。東三河8市町村では特別徴収未実施の事業所を、平成28年5月から『特別徴収義務者』に指定します。

また、特別徴収を実施していない事業主の方は、切り替え準備をお願いします。

◆特別徴収のしくみ

個人住民税の特別徴収は、事業主が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、毎月の納期までに納入していただく制度です。前年中の所得を基に市が税額を決定するため、事業主が税額を計算する必要はありません。

◆納税者のメリット

特別徴収をすると従業員の方が自ら金融機関へ出向く手間を省くことができます。また、1年間の税額が年12回に分けて給与から天引きされるため、1回当たりの負担額が少なくなります。

▼税務課

☎23局3509 FAX23局0180